



発行 東京都

目次

規則

○住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則.....(総務局行政部振興企画課).....一

○プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則.....(福祉保健局健康安全室環境衛生課).....三

告示

○建築基準法による道路位置の指定(二件).....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....四

○指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定.....(福祉保健局障害者施策推進部計画課).....五

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課).....七

○都市計画事業の施行.....(建設局道路建設部管理課).....二

規則

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則を公布する。

平成十九年九月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都規則第二百号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例施行規則(趣旨)

第一条 この規則は、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務等を定める条例(平成十九年東京都条例第八十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(他の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第二条 条例第四条第一号及び第二号の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機によるものとし、その送信又は送付の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成十四年総務省告示第三百三十四号)によるものとする。

(本人確認情報の利用及び提供の状況の公表)

第三条 条例第五条の規定による本人確認情報の利用及び提供の状況の公表は、次に掲げる事項を東京都公報に登載して行うものとする。

一 本人確認情報の利用に係る事務、本人確認情報を利用した年月及び利用した本人確認情報の件数

二 本人確認情報の提供先、本人確認情報の提供に係る事務、本人確認情報の提供を行った年月及び提供した本人確認情報の件数

(条例別表第一の規則で定める事務)

第四条 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

2 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

3 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

一 納税義務者、納税者若しくは特別徴収義務者若しくはこれらの納税管理人又は第二次納税義務者(以下「納税義務者等」という。)若しくはこれらの相続人

二 納税義務者等が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。))を含む。以下同じ。)である場合は、当該法人(当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の十に規定する分割を除く。))した場合には営業を継承した法人を含む。)の役員(人格のない

社団等の代表者又は管理人を含む。以下同じ。))又は清算人

三 滞納処分をしようとする財産又はした財産の権利者、占有者、第三債務者等及び保管者

四 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「法」という。))第十四条の十八の規定による徴収に係る譲渡担保財産の権利者並びに同条第六項及び第七項に規定する通知をすべき者

五 法第十六条第一項第一号から第五号までに掲げる担保を提供した者及び同項第六号の保証人又はこれらの相続人

六 質問検査権の行使に係る法第二十六条第一項、法第七十二条の七第一項、法第七十二条の八第四第一項、法第七十三条の八第一項、法第七十四条の七第一項、法第七十七条第一項、法第一百五十五条第一項、法第八十八条第一項、法第二百六十四条第一項、法第二百九十八条第一項、法第三百五十三条第一項、法第五百八十八条

第一項、法第六百九十九条の五第一項、法第七百条の八第一項、法第七百条の五十九第一項、法第七百一条の三十五第一項及び法第七百三十三条の四第一項に規定する者並びに国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第四百十一条第二号及び第三号に規定する者

七 国税徴収法第四百二十二条第二項の規定による搜索に係る同項に規定する第三者及び滞納者の親族その他の特殊関係者

八 東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第八十三条に規定する自動車税の減免の手續に係る下肢等障害者又はその者と生計を一にする者

九 法第七百条の十五に規定する軽油引取税の免税の手續に係る免税軽油使用者(免税軽油使用者が法人である場合は、当該法人の役員又は清算人)

4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、過料の処分をしようとする者又はした者若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

5 条例別表第一の五の項の規則で定める事務は、嘱託を受けた徴収金の徴収に係る第三項第一号から第七号までに規定する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

6 条例別表第一の六の項の規則で定める事務は、貸付けを受けた者又は連帯保証人若しくはこれらの相続人(以下「貸付けを受けた者等」という。))の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

7 条例別表第一の七の項の規則で定める事務は、変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

8 条例別表第一の八の項の規則で定める事務は、貸付けを受けた者等(貸付けを受けた者が法人である場合は、当該法人(当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割した場合には貸付けに係る債務を承継した法人又は当該債務を承継して設立した法人を含む。))の役員又は清算人(以下「貸付けを受けた法人の役員等」という。))の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

9 条例別表第一の九の項の規則で定める事務は、貸付けを受けた者等又は貸付けを受

けた法人の役員等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

10 条例別表第一の十の項の規則で定める事務は、貸付けを受けた者等又は貸付けを受けた法人の役員等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

11 条例別表第一の十一の項の規則で定める事務は、貸付けを受けた者等又は貸付けを受けた法人の役員等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

12 条例別表第一の十二の項の規則で定める事務は、未納料金の徴収に係る下水道使用者又はその相続人(下水道使用者が法人である場合は、当該法人(当該法人が合併した場合)には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割した場合)には下水道料金に係る債務を承継した法人又は当該債務を承継して設立した法人を含む。)の役員又は清算人)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

(条例別表第二の規則で定める事務)

第五条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査

三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年九月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都規則第二百一十号

プール等取締条例施行規則の一部を改正する規則

プール等取締条例施行規則(昭和五十年東京都規則第七十八号)の一部を次のように

改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(委任)

第十四条 この規則に規定するものを除くほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別表第一第一の部一の項中「水泳者の身体を清浄に保つため、」を「水泳後又は水浴後に身体を清浄にするための」に改め、「設置すること。」の下に「なお、屋内プールにあつては、当該シャワーには温水を使用すること。」を加え、同部二の項中「洗面水栓、洗眼器及び飲用水栓を備え付けた洗面所、洗眼所及び水飲み場」を「洗面水栓を備え付けた洗面所、水泳者五十人当たり一個の飲用水栓を備え付けた水飲み場及び水泳者五十人当たり一個の洗眼専用の洗眼器を備え付けた洗眼所」に改め、同部四の項中「安全に」を「安全かつ衛生的に」に改め、同部五の項中「設けること。」の下に「なお、一の監視所で施設又は区域全体を見渡すことができないうちにあつては、監視所を複数設けること。」を加え、同項の次に次のように加える。

六 緊急時等に水泳者、監視人その他関係者に連絡事項を確実に周知するため、施設又は区域に適した放送設備及び連絡設備を整備すること。

別表第一第二の部一の項中「応じた十分な広さを有すること」を「応じ、また、救急のための作業を妨げない十分な広さとする」に改め、同部三の三の項中「循環水注入口」を「循環水の吐出口」に改め、同部三の四の項の次に次のように加える。

三の五 循環水取入口及び貯水槽内の排水口の金網、鉄格子等は、吸付きによる事故を防止する構造とし、かつ、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。

三の六 循環水取入口及び貯水槽内の排水口には、金網、鉄格子等のほかに配管口に吸込み防止金具を設置するなどの安全対策を施すこと。

三の七 吐出口には、堅固な金網、鉄格子等を設置し、ネジ若しくはボルトによる固定又はこれらと同等以上の固定をすること。

別表第一第二の部四の項中「設置すること。」の下に「なお、当該シャワーは、温水を使用するなど、洗浄水の温度を適温とし、かつ、洗浄水を常時放水する機能、自動的

に放水する機能又はこれらと同等の機能により水泳者が必ず全身を洗浄できるものとすること。」を加え、同部五の項中「又は」を「及び」に、「明るさが保てる」を「照度を確保できる」に改め、同部七の項中「機械室を設ける場合は、水泳者及び観覧者が立ち入ることができないように区画し」を「機械室は」に改め、同部八の項中「区画すること」を「区画し、飲食物等によるプールサイド及びプール水への汚染を防ぐ構造とすること」に改め、同部十一の項を削り、同部十二の項中「専用の保管施設を設けること」を「施設可能な専用の保管施設を設けること。また、当該保管施設には、薬剤ごとに専用の保管設備を設けること」に改め、同項を同部十一の項とする。

別表第二第一の部二の項の次に次のように加える。

二の二 許可経営者及び届出経営者は、監視人に対して事故防止対策、事故発生時の対応その他安全及び衛生管理に必要な事項について研修及び訓練を行うこと。

別表第二第一の部八の項中「シャワー」の下に「洗面所、水飲み場及び洗眼所」を加え、同部九の項中「把握しておくこと」を「把握し、緊急時の連絡体制を整えておくこと」に改め、同部十一の項中「水泳者数」の下に「事故の状況」を、「記録し、」の下に「当該記録を三年間」を加え、同表第二の部一の項及び一の二の項を次のように改める。

一 プール水は、貯水槽ごとに一年に一回以上全換水するとともに、清掃を行うこと。その際、循環水取入口、貯水槽内の排水口、吐出口その他開口部の安全を確認すること。

一の二 循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口の金網、鉄格子等及び吸込み防止金具などの固定状況を確認すること。また、循環水取入口、貯水槽内の排水口及び吐出口付近の水泳者の安全状況を常時確認すること。

別表第二第二の部二の項ホ中「大腸菌群」を「大腸菌」に、「五十ミリリットル」を「百ミリリットル」に改め、同部二の三の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、同項の次に次のように加える。

二の四 水質検査及び構造設備点検の結果を、入口、更衣所等の利用者に見やすい場所へ掲示すること。

別表第二第二の部四の項を削り、同部中五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、

同部七の項中「明確にすること。」の下に「また、薬剤の補充等を実施する係員には、十分な知識を持った者を充てること。」を加え、同項を同部六の項とする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にプール等取締条例（以下「条例」という。）第三条第一項の規定によりプール等の経営の許可の申請がなされている施設に対する当該許可の基準は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に条例第三条第一項の規定によりプール等の経営の許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がなされ、この規則の施行の日以後に当該許可を受けた施設は、この規則の施行の日から一年以内にこの規則による改正後のプール等取締条例施行規則別表第一の規定に適合したものとしなければならない。
- 4 この規則の施行の際、現に条例第三条第一項の規定によりプール等の経営の許可を受けている施設及び現に当該許可の申請がなされ、この規則の施行の日以後に当該許可を受けた施設の許可経営者並びに現に条例第三条第二項の規定により学校プールの経営の届出をしている施設の届出経営者は、この規則の施行の日から一年以内にこの規則による改正後のプール等取締条例施行規則別表第二の規定に適合したものとしなければならない。

告 示

●東京都告示第千二百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成十九年九月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

平 山 博

指定番号	指定年月日	指定する道路の種類	指定する道路
十九多建開 二道第三百 一号	平成十九年八 月三十日	土地区画整理 法による道路	多摩都市計画 事業稲城南多 摩駅周辺土地 区画整理事業 による道路

●東京都告示第千二百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条  
第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置  
いて縦覧に供する。

平成十九年九月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

平山博

指定番号	指定年月日	指定する道路の種類	指定する道路
十九多建開 二道第三百 二号	平成十九年八 月三十日	土地区画整理 法による道路	多摩都市計画 事業稲城榎戸 土地区画整理 事業による道 路

●東京都告示第千二百四十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第三  
十六条第一項及び第四十条において準用する第三十六条第  
一項の規定により、平成十九年七月一日付けで指定障害福  
祉サービス事業者及び指定相談支援事業者を指定したので、  
同法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障  
害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定等に関する規

則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基  
づき、次のとおり告示する。

平成十九年九月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

1 指定障害福祉サービス事業

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
テンプスタッフ・ウェルフェア株式会社	あいびーケアステーション・駒込	豊島区駒込2-14-6 ビュアステージ21 1階			
トラム株式会社	ピース訪問介護ステーション	台東区根岸5-17-6 タシカ屋ビル4階			
ひなた介護株式会社	ひなた介護株式会社	港区六本木6-8-15 第2五月ビル501			
株式会社HCM	アマカ鶴の木介護センター	大田区鶴の木2-5-5 イーグル鶴の木1階			
株式会社アライブ	アクセスポイント下北沢	世田谷区北沢2-25-20 下北沢駅前共同ビル4階			
株式会社グッドスタッフ	きらら介護サービス	葛飾区堀切7-22-6			
株式会社ケア21	ケア21荻窪	杉並区天沼3-32-8 坂巻ビル1階	身体障害者	知的障害者	障害児
株式会社クロス	マスカットケア	中野区新井4-6-4			
株式会社ゼンマイ・ワークス	あたたか介護でこぼん堀江	江戸川区瑞江2-42-9			
株式会社ダイユウケアシステム	城北介護センター荒川	荒川区荒川5-8-3 スカイコーポ中田202	身体障害者		
株式会社ダイユウケアシステム	城北介護センター東和	足立区東和4-8-21 ヤクルトハイツ東和1階	身体障害者		
株式会社トモ・コミュニケーションズ	トモ・ケアサービス	渋谷区渋谷3-18-1 第2名取ビル7階			
株式会社ホットハンド介護サービス	ホットハンド介護サービス	北区西ヶ原1-54-4 佐々木ビル201			
株式会社真気	真気ケアサービス	世田谷区桜丘5-1-11 第三みずきハイツ202			
特定非営利活動法人やしの実	やしの実	葛飾区亀有5-13-13 コーポスクライ101			
特定非営利活動法人ゆうり	ぶちヘルパー派遣	国立市富士見台2-6-7 ストック国立102			
特定非営利活動法人杉並区視覚障害者福祉協会	特定非営利活動法人杉並区視覚障害者福祉協会	杉並区南荻窪3-28-10 杉並区立視覚障害者会館	身体障害者		

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
テンプスタッフ・ウェルフェア株式会社	あいびーケアステーション・駒込	豊島区駒込2-14-6 ビュアステージ21 1階
トラム株式会社	ピース訪問介護ステーション	台東区根岸5-17-6 タシカ屋ビル4階
ひなた介護株式会社	ひなた介護株式会社	港区六本木6-8-15 第2五月ビル501
株式会社HCM	アマカ鶴の木介護センター	大田区鶴の木2-5-5 イーグル鶴の木1階

株式会社アライブ	アクセスポイント下北沢	世田谷区北沢2-25-20 下北沢駅前共同ビル4階
株式会社グッドスタッフ	きらら介護サービス	葛飾区堀切7-22-6
株式会社ケア21	ケア21荻窪	杉並区天沼3-32-8 坂巻ビル1階
株式会社クロス	マスカットケア	中野区新井4-6-4
株式会社ゼンマイ・ワークス	あたたか介護でこぼん堀江	江戸川区瑞江2-42-9
株式会社ダイユウケアシステム	城北介護センター荒川	荒川区荒川5-8-3 スカイコーポ中田202
株式会社ダイユウケアシステム	城北介護センター東和	足立区東和4-8-21 ヤクルトハイツ東和1階
株式会社トモ・コミュニケーションズ	トモ・ケアサービス	渋谷区渋谷3-18-1 第2名取ビル7階
株式会社ホットハンド介護サービス	ホットハンド介護サービス	北区西ヶ原1-54-4 佐々木ビル201
株式会社真気	真気ケアサービス	世田谷区桜丘5-1-11 第三みずきハイツ202
特定非営利活動法人やしの実	やしの実	葛飾区亀有5-13-13 コーポスクライ101
特定非営利活動法人ゆうり	ぶちヘルパー派遣	国立市富士見台2-6-7 ストック国立102
有限会社コスモスヘルバーステーション	有限会社コスモスヘルバーステーション	渋谷区桜丘町7-10 桜山ビル101

サービスの種類 行動支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社クールヘッド	ウォームハート杉並	杉並区西荻南3-22-9 エクセラ西荻窪2-A	

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人自立支援センターむく	むくの木	葛飾区金町3-11-15	

サービスの種類 児童デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社ふきのとう	ふきのとう	足立区本木1-21-15
特定非営利活動法人自立支援センターむく	むくの木	葛飾区金町3-11-15
品川区	品川区立品川児童学園	品川区南品川3-7-7

## サービスの種類 共同生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
社会福祉法人富士福祉会	まがけふくろうの郷	町田市
社会福祉法人富士福祉会	まがけやまびこの社	町田市

## サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人つむぎ	おだまき	小平市小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東	
特定非営利活動法人自立支援センターむく	むくの木	葛飾区金町3-11-15	

## サービスの種類 就労継続支援(B型)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人つむぎ	おだまき	小平市小川東町4-2-1 小平元気村おがわ東	
社会福祉法人龍鳳	たんぼぼ	練馬区練馬2-14-9	知的障害者

## 2 指定相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社エム・エス・シー	株式会社エス・エム・シー西東京支援センター	府中市府中町1-12-7 センタービル2階	
株式会社ハート・トータルサービス	株式会社ハート・トータルサービス	品川区東五反田4-8-7	
社会福祉法人ゆめグループ福祉会	地域交流支援センター	江東区北砂1-15-8 北村ビル1階	身体障害者 知的障害者 精神障害者
社会福祉法人富士福祉会	ATOM相談支援事業	町田市原町田4-18-14 L・Iビル201	精神障害者
特定非営利活動法人福祉サポートライン・くになち	相談支援事業所福祉サポートライン	国立市西2-20-10 第2村上ビル1階	

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年九月二十七日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NHPIインターナショナル認定機構

三

代表者の氏名

谷川 啓司

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区余丁町十四番四号 NH市ヶ谷ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、県民を始め国民の健康増進を願い、氾濫する健康食品情報を正しく把握し、県・市民、ひいては国民の元気で健やかに生きたいという、欲求を充足させるために、健康食品・健康補助食品摂取に対する専門的知識及び技術を習得させ、県・市民、国民の一人

ひとりの幸せ創りに貢献すると共に、ヘルスプロモーション活動をを通して、地域の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成十九年八月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人足立区ろう者福祉推進合同委員会

三 代表者の氏名

及川 リウ子

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区竹の塚六丁目十五番二号 エクシード竹

ノ塚三〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、主として足立区及びその周辺地域に居住する聴覚障害者の生活支援、情報保障、相談事業等を行うとともに、広く市民に聴覚障害者の生活・福祉に関する理解を働きかけ、啓発・交流・手話等の普及を行い、もって福祉の増進と地域社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成十九年八月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パルテノン研究会

三 代表者の氏名

佐藤 敏明

四 主たる事務所の所在地

東京都青梅市仲町二百九十五番地 りそな銀行青梅ブラザ出張所三階

五 定款に記載された目的

この法人は、LSIの研究開発を目指す国内外の市民に対して、ハードウェア記述言語SFLを用いた、設計支援プログラムPARTHENONおよび関連した設計ツールを知らしめ、活用することにより、学術研究のためのツールの利用と成果発表の機会を与え、これによってLSI設計技術の正しい知識を一般に広め、その技術の普及と技術修得の支援を通じて、人材を育成し、情報化社会の発展に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成十九年八月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人セーフティリビング

三 代表者の氏名

水野 芳廣

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区世田谷二丁目九番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、高齢者・障害者をはじめとする地域住民に対する保健、福祉の増進、日常生活の安全及び住環境改善に係る支援・相談活動、技能労働者の養成及び情報広報活動、雇用機会拡充の支援活動、並びに災害時の救援活動、防災街づくりと住環境保全を図る活動に関する事業を行い、高齢者、障害者

など身体的・社会的弱者の生活改善支援、住環境改善支援、雇用機会拡充支援、並びに災害救援支援等を通じて市民のボランティア精神の高揚や専門家の人材養成に努め、高齢者・障害者をはじめとする地域住民の安全かつ健全な生活環境改善と災害予防の貢献に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成十九年八月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ブックスタート

三 代表者の氏名

松居 直

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新小川町五番十九号 角田ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人はブックスタート「すべての乳幼児とその保護者を対象に、本を介して暖かく楽しいひとときをつくる運動」を推進する。ブックスタートを通して、子どもが心豊かに生育し、他者との確かな信頼関係を築くことを助け、社会全体に「心の通いあう人間関係」が広がってゆくことを目指す。併せて海外におけるブックスタートの発展にも寄与する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成十九年八月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CES

<p>三 代表者の氏名 加藤 彰</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市南新町十七番地の五</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人に対して、その人が本来もっている力を引き出す(エンパワメント)という視点をもって、本人の自己決定に基づいた地域での自律した生活を支援するための事業をおこなうとともに、広く一般市民に対しても生活文化の向上を図るための事業をおこなうことによつて、障害のある人もない人も共に支えあつて暮らす、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成十九年八月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人健康住宅普及協会</p> <p>三 代表者の氏名 須藤 千春</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区京橋二丁目六番六号 藤木ビル四階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、会員相互及び関係諸機関との連携による共同研究を行うことによつて、人が安全で快適に暮らせ、そして耐久性の高い器、そのような健康住宅を広く社会に建設し、普及することにより、国民の保健及び福祉の増進、健康なまちづくりの推進並びに環境の保全を図る</p>	<p>ことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成十九年八月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人防人災害ボランティアセンター</p> <p>三 代表者の氏名 星野 元宏</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区四谷三丁目十一番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、国内の武力攻撃事態を含む国内外の大規模災害の発生に際して、被災者救援等必要な活動を行うとともに、事前の調査、研究等の事業を行い、災害発生時の救助活動に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成十九年八月二十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヒューマンセラピーサポートセンター</p> <p>三 代表者の氏名 大久保 麗子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区代田二丁目八番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子ども、学生及び一般成人の健全な成長、</p>	<p>心身の健康増進及び疾病予防に関し、必要な知識及び技能を保有する専門家を育成及び、個人・法人及び各種団体等を指導、啓発することにより、個人の健康の維持増進、自立した生活への支援を行う。又、NPO活動の普及啓発や市民活動を行う個人や団体に対して、それを支える人材の育成及び、ネットワークづくりの支援事業を行い、福祉社会の発展に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成十九年八月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東村山鳩の会</p> <p>三 代表者の氏名 清宮 茂男</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都東村山市諏訪町一丁目二番地二十</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、知的障害児(者)及びその家族に対して、社会への自立を支援するための事業を行い、総合的な福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあつた年月日 平成十九年八月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エルピーアイジャパン</p> <p>三 代表者の氏名</p>
--	---	---

<p>成井 弦</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区麹町三丁目四番地 麹町安田ビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、コンピュータ情報システム関連技術者または、コンピュータユーザ等を対象に、リナックス(オペレーティング システム)の技術認定試験を実施し、特定非営利活動法人であるリナックス プロフェッショナル インステイチュートと協力してエルピーアイジャパンは各レベル(三段階)に応じた技術認証を第三者機関として与える事業を行ない、日本におけるリナックス(オペレーティング システム)の普及・促進を図ることを目的とする。</p> <p>これらの事業は、我が国の情報社会の進展と情報化経済への構造転換に資するなどの公益性を鑑み、特定非営利活動法人としての日本経済の活性化に寄与することを旨す。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十九年八月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPM推進ネットワーク</p> <p>三 代表者の氏名 大住 莊四郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都多摩市関戸一丁目七番地五 パシフィックコンサルタンツ株式会社 NPM開発室内</p> <p>五 定款に記載された目的</p>	<p>この法人は、行政改革推進や新たな地域づくりに取り組む全国の地方公共団体・非営利団体およびその職員等を対象として、NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)。新しい公共経営の考え方とそれを実現する手法)の普及・啓発事業、NPM推進のための調査・研究事業を行うことにより、地方公共団体・非営利団体等が、ビジョンや政策目標の設定とその効率的・効果的な実現を図るためのマネジメントシステムを確立し、それをもって、住民と行政の協働による、豊かで活力ある地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十九年八月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフサポートさくら</p> <p>三 代表者の氏名 渋谷 健吾</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都町田市成瀬が丘二丁目二十番地一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、介護保険法に基づく福祉用具貸与・販売、介護予防福祉用具貸与・販売、訪問介護・介護予防訪問介護及び居宅介護支援事業、高齢者や障害者と青少年をはじめとする地域住民が行うレクリエーション・勉強会事業、バリアフリー対応の住宅リフォーム等に関する相談事業、福祉用具・バリアフリー対応の住宅リフォーム等に関する普及啓発事業、介護</p>	<p>この法人は、行政改革推進や新たな地域づくりに取り組む全国の地方公共団体・非営利団体およびその職員等を対象として、NPM(ニュー・パブリック・マネジメント)。新しい公共経営の考え方とそれを実現する手法)の普及・啓発事業、NPM推進のための調査・研究事業を行うことにより、地方公共団体・非営利団体等が、ビジョンや政策目標の設定とその効率的・効果的な実現を図るためのマネジメントシステムを確立し、それをもって、住民と行政の協働による、豊かで活力ある地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十九年八月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフサポート東京</p> <p>三 代表者の氏名 平松 太郎</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都品川区北品川二丁目八番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日常生活におけるトラブル、諸手続きなどで様々な問題を抱える高齢者とその家族等の関係者に対して、適切な助言や支援を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の活用を提案し、その普及と適切な運用に努め、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十九年八月二十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おにぎり文庫の種</p>
---	---	--

<p>三 代表者の氏名 土屋 育子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西早稲田三丁目六番十六号 グランテラ ツセ西早稲田二一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、多くの子供達に対し、読書の楽しさを伝え、読書が好きになるよう読書推進のための普及活動を行い、子供の健全育成に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十九年八月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人やすらぎの里</p> <p>三 代表者の氏名 宝 久雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中野区弥生町二丁目十四番十三一三〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、農業の振興や緑化等の促進のために、国内外における農業・自然環境・文化教育・医療衛生・情報技術などに対して、支援に関する事業を行い、国際交流・協力を寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十九年八月三十日</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合</p> <p>三 代表者の氏名 辻井 達一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋人形町三丁目七番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 本会は、広く一般市民を対象として、湿地が人間生活に重要な水資源のかかせない供給の場であることを踏まえて、国内外の重要な湿地及び湿地における生物多様性の保全の推進ならびに普及啓発を通して地球環境の保全を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十九年八月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人医療介護医薬総合研究所</p> <p>三 代表者の氏名 奥山 眞一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区北小岩二丁目二十二番十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く日本国民に対し、健康にかかる食品評価の調査研究事業、医療介護にかかる教育人材養成事業等を行うことにより日本国民への保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成十九年八月三十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんなの食育</p> <p>三 代表者の氏名 竹森 美佐子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都品川区東大井五丁目七番十二号 渡辺ビル一階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、食育の啓発活動および調査研究、食育推進指導者およびボランティアの養成、食育活動団体の支援などを実施することにより、地域活動および学校教育における食育活動を推進すること、および、消費者の声を地域や行政に伝え、くらしの課題解決に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成十九年八月三十一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本ネパール友好協会</p> <p>三 代表者の氏名 武本 孝史</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都立川市柴崎町五丁目十七番二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本とネパールの友好関係をより深く、円滑にすすめ、あわせて両国の文化、宗教、教育、政治経済、産業について相互の情報交換をはかり、世界平和</p>
--	---	--

と両国間で築かれて来た基本的事項について前進と発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成十九年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Save Our Mother Earth

三 代表者の氏名

幡井 勉

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南池袋二丁目十二番五号 第六・七中野ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、内外の環境保護活動を行う団体及び内外の困窮者支援活動を行う団体に対し寄付事業を行い、環境保護及び困窮者救援に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成十九年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピープルファースト東久留米

三 代表者の氏名

小田島 榮一

四 主たる事務所の所在地

東京都東久留米市八幡町二丁目十一番五十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、「ピープルファースト(障害者である前に、まず人間である)」という考えをもっとも大切にしながら、障害のある人たちが地域で自由であたりまえの暮らしができる社会を作ること目的として、活動する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成十九年八月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さらプロジェクト

三 代表者の氏名

根本 一恵

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区上井草三丁目十七番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、情報技術になじみのない方たちに対して、地域に密着した教育活動に関する事業を行い、すべての人々のパソコン操作及び情報技術の習熟に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年九月二十七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 都市計画事業の別表のとおり

種類及び名称

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号  
四 事業地の所在 別表のとおり

都市計画事業の種類及び名称 事業地の所在 事業認可の告示 所管事務所

町田市旭町一丁目、平成十九年九月六日  
旭町二丁目、旭町 日関東地所  
三十六号相原鶴 三丁目及び本町田 方整備局  
間線及び三・四 各地内 告示第二  
・三十八号町田 中央線 百九十四号

東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線 目黒区中央町一丁目、中央町二丁目及び鷹番二丁目各 日関東地所  
地内 方整備局 告示第二  
百九十五号

発行所 東京都印刷株式会社  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
郵便番号 163-8001  
電話 〇三(五三二)一一一(代)  
定価 一筒月 六、六〇〇円  
印刷所 鮮明堂印刷株式会社  
東京都品川区豊町一丁目七番三号  
電話 〇三(三四九)三六四(代)  
郵便番号 142-0042